



熊本県公報

号外 第 44 号

平成 24 年 10 月 1 日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県地下水保全条例施行規則で規定する揚水試験の方法 (環境立県推進課) 1
○平成 24 年度職業訓練指導員試験合格者発表 (産業人材育成課) 1

告 示

熊本県告示第 1095 の 5

熊本県地下水保全条例施行規則(平成 2 年熊本県規則第 56 号)第 13 条の 5 第 3 項第 2 号の規定により、揚水試験の方法を次のとおり定める。

平成 24 年 10 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

揚水試験の方法

- 1 段階揚水試験は、原則として限界揚水量(段階揚水試験開始後、地下水の水位が著しく低下し始める時点における揚水量をいう。)を把握するまで実施し、各段階における揚水量と地下水の水位の測定結果を記録する。
- 2 連続揚水試験は、原則として 12 時間以上実施し、揚水を開始してからの経過時間に応じた地下水の水位の測定結果を記録するとともに、試験実施時の地下水の水位の低下の状況を確認する。
- 3 回復試験は、原則として地下水の水位が連続揚水試験開始前の水位に回復するまで実施し、揚水を停止してからの経過時間に応じた地下水の水位の測定結果を記録するとともに、試験実施時の地下水の水位の回復の状況を確認する。

公 告

熊本県公告第 520 号

職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 30 条の規定により実施した平成 24 年度職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。

平成 24 年 10 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

平成 24 年度職業訓練指導員試験合格者

受験番号	1、2、3、4、5、6、7、8、11、12
------	-----------------------